

編集発行人 税理士 細見 秀樹
〒663-8113 西宮市甲子園口2丁目9番2号 米田ビル203 TEL: 0798-66-3400
お問い合わせメールアドレス: taxes@hosomi-office.com

法人税法

★ 役員に対する歩合給

Q. 役員も社員と同様に歩合給を導入して、頑張った人にはたくさん給与を出してあげたいと思っているのですが、何か問題ありますか？

A. 歩合給部分は損金に算入することはできません。

法人税法では、役員の給与のうち次のものを定期同額給与として、損金に算入することを認めています。

① 当該事業年度の各支給時期における支給額が同額であるもの

② 一定の改定がされた場合における当該事業年度開始の日又は給与改定前の最後の支給時期の翌日から給与改定後の最初の支給時期の前日又は当該事業年度終了の日までの間の各支給時期における支給額が同額であるもの

つまり、損金算入の対象となる定期同額給与は、定期給与のうち当該事業年度の各支給時期における支給額が同額である給与とされていますので、たとえ一定の算定基準に基づき、定期的に継続して支給されるものであっても、その支給額が同額でない給与は、定期同額給与には該当しないこととなります。

したがって、社員と同様の基準で歩合給を支給したとしても、その歩合給部分の給与は損金に算入することはできませんので注意してください。

なお、その役員が**使用人兼務役員で使用人としての職務に対する給与**について歩合給を採用しているという場合には、**その額が不相当に高額でない限り損金に算入されることとなります。**

<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/hojin/070313/10.htm>

★ 青色申告の承認を取り消された場合の欠損金

Q. 子会社の休眠中、申告をしていなかったら青色申告の承認が取り消されてしまいました。この場合、これまでの欠損金は事業再開時に損金算入できるのでしょうか？

A. これまでの繰越欠損金は損金算入ができないこととなります。

法人税では、青色申告の承認を受けた法人に次の事実が生じた場合には、税務署長はそれぞれに定める事業年度までさかのぼって、その承認を取消することができることとなっています。

① 帳簿書類を提示しない場合

その提示されなかった事業年度のうち最も古い事業年度

② 税務署長の指示に従わない場合

その事業年度

③ 隠ぺい、仮想等の場合

その事業年度

④ 2事業年度連続して期限内に申告書の提出がない場合

その2事業年度目の事業年度

そして、青色欠損金は9年間(注)の繰越が認められていますが、この欠損金を損金に算入するためには欠損事業年度から欠損金の控除適用を受ける事業年度まで連続して申告書を提出しなければならないとされています。したがって、青色申告の承認が取り消された場合は、これまでの欠損金を損金に算入することは認められません。

(注)平成30年4月1日以後に開始する各事業年度において生じた欠損金額は10年です。

<https://www.nta.go.jp/law/jimu-unei/hojin/000703-3/01.htm>

所得税法

★ マイカー通勤者の通勤手当の非課税限度額

Q. 新型コロナの感染を防ぐため、一部の社員をマイカー通勤にしました。通勤手当の非課税限度額はどのようになっていますか？

A. マイカー通勤や自転車通勤している人の通勤手当の1ヶ月の非課税限度額は、片道の通勤距離に応じて次のように定められています。

- ① 2km未満の場合…全額課税
- ② 2km以上10km未満の場合…4,200円
- ③ 10km以上15km未満の場合…7,100円
- ④ 15km以上25km未満の場合…12,900円
- ⑤ 25km以上35km未満の場合…18,700円
- ⑥ 35km以上45km未満の場合…24,400円
- ⑦ 45km以上55km未満の場合…28,000円
- ⑧ 55km以上の場合…31,600円

(注) マイカーや自転車などの交通用具と交通機関を利用して通勤している場合は、上記の金額と1か月当たりの合理的な運賃等の合計額が非課税限度額になります。ただし、150,000円が限度となります。

なお、1か月当たりの非課税となる限度額を超えて通勤手当を支給する場合には、超える部分の金額が給与として課税されます。

そして、この超える部分の金額は、通勤手当を支給した月の給与の額に上乗せして所得税の源泉徴収を行います。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/gensen/2585.htm>

★ 寡婦控除の改正

Q. 令和2年の税制改正で、寡婦控除が改正されたとか。どのようになったのですか？

A. 寡婦控除とは、納税者自身が一般の寡夫であるときに一定の金額の所得控除が受けられる制度です。

令和2年の税制改正では、寡婦控除の要件が見直されたうえで、ひとり親控除に該当しない寡婦にかかる寡婦控除に改組され、寡婦控除の特例は廃止されました。

改組後の寡婦控除の要件は、次のとおりとされ、所得控除の金額は27万円となりました。

- ①夫と離婚した後、婚姻をしていない者のうち、次の要件を満たすもの
- イ. 扶養親族を有すること
 - ロ. 合計所得金額が500万円以下であること
 - ハ. その者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者として財務省令で定めるものがないこと
- ②夫と死別した後、婚姻をしていない者又は夫の生死が明らかでない者で政令で定めるもののうち、上記①ロ、ハの要件を満たすもの
- なお、住民票の続柄に「夫(未届)」、「妻(未届)」の記載がある者については対象外となります。
- 個人住民税についても同様の改正が行われ、控除額は26万円となっています。
この改正は、令和2年分以後の所得税について適用されます。

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/0020004-075.pdf>

★ ひとり親控除

Q. 令和2年の税制改正では、ひとり親控除というものが創設されたとか。どのような内容のものなのですか？

A. 令和2年の税制改正では、全てのひとり親家族に対して公平な税制を実現する観点から、「婚姻歴の有無による不公平」と「男性のひとり親と女性のひとり親の間の不公平」を同時に解消するため、ひとり親控除の創設と寡婦控除の改組が行われました。

ひとり親控除とは、居住者がひとり親(現に婚姻をしていない者又は配偶者の生死の明らかでない者で一定の要件を満たすものをいいます)である場合には、その者のその年分の総所得金額等から35万円を控除するという制度です。

一定の要件は、次のとおりです。

- ①その者と生計を一にする子で政令で定めるものを有すること
- ②合計所得金額が500万円以下であること
- ③その者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者として財務省令で定めるものがないこと

この制度は、令和2年分以後の所得税に適用され、今年の年末調整から実施されることとなります。

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/pdf/0020004-145.pdf>

その他

★ 新型コロナに対する無利子化融資

Q. 新型コロナによる影響を受けた事業者に対して無利子化融資制度ができたとか。どんな内容なのですか？

A. 日本政策金融公庫は、新型コロナの影響を受けて業績が悪化している事業者に対して、無利子化融資をする制度を創設しました。

無利子化融資制度とは、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」の融資を受けた後、返済した利子について、公庫以外の実施金融機関から利子補給を受けることで、利子が実質的に無利子になるというものです。

この無利子化融資を受けるには、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」及び公庫以外の実施機関が行う「特別利子補給制度」の各々の要件を満たさなければなりません。

それぞれの要件の概要は次のとおりです。

①新型コロナウイルス感染症特別貸付

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化を来し、次のいずれかの要件に該当する者で、中長期的に業況が回復し発展が見込まれる者

(i)最近1ヵ月の売上高が、前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少している

②特別利子補給制度

上記の特別貸付を受けている者で、次のいずれかの要件に該当する者

(i)小規模事業者…売上高▲15%以上(個人は要件なし)

(ii)中小企業者…売上高▲20%以上

日本政策金融公庫のほかに民間金融機関でも3年間の無利息無担保の融資制度がごさいます。

下記の経済産業省のホームページの新型コロナ対策をご覧ください

<https://www.meti.go.jp/covid-19/index.html>

★ 自筆証書遺言書保管制度

Q. 法務局における自筆証書遺言書保管制度が創設されたそうですが、どういうものなのですか？

A. 法務局における自筆証書遺言書保管制度とは、一定の様式による自筆証書遺言を法務局において保管することで、遺言書の偽造や変造、紛失などのトラブルをなくそうとするもので、平成30年の改正相続法と同時に成立した制度です。施行は、令和2年7月10日からです。

保管の申請対象となるのは、自筆証書遺言書のみで、遺言書の封のされていない法務省令で定める様式に従って作成された遺言書でなければなりません。

保管の申請は、遺言書を事前に作成した上、申請書と添付書面を用意し、遺言者本人が遺言書保管所に行って手続きを行わなければなりません。

保管の申請ができるのは、遺言者の住所地若しくは本籍地又は遺言者が所有する不動産の所在地を管轄する法務局です。

遺言者は、保管されている遺言書の閲覧請求することができ、また、遺言書の保管の申請を撤回することができます。

また、遺言者の相続人・受遺者等は、遺言者の死亡後に遺言書の画像情報等を用いた証明書(遺言書情報証明書)の交付請求及び遺言書原本の閲覧請求をすることができます。

遺言書の保管申請をする場合は、1件につき3,900円が必要です。

<http://www.moj.go.jp/content/001318061.pdf>

<http://www.moj.go.jp/content/001318063.pdf>